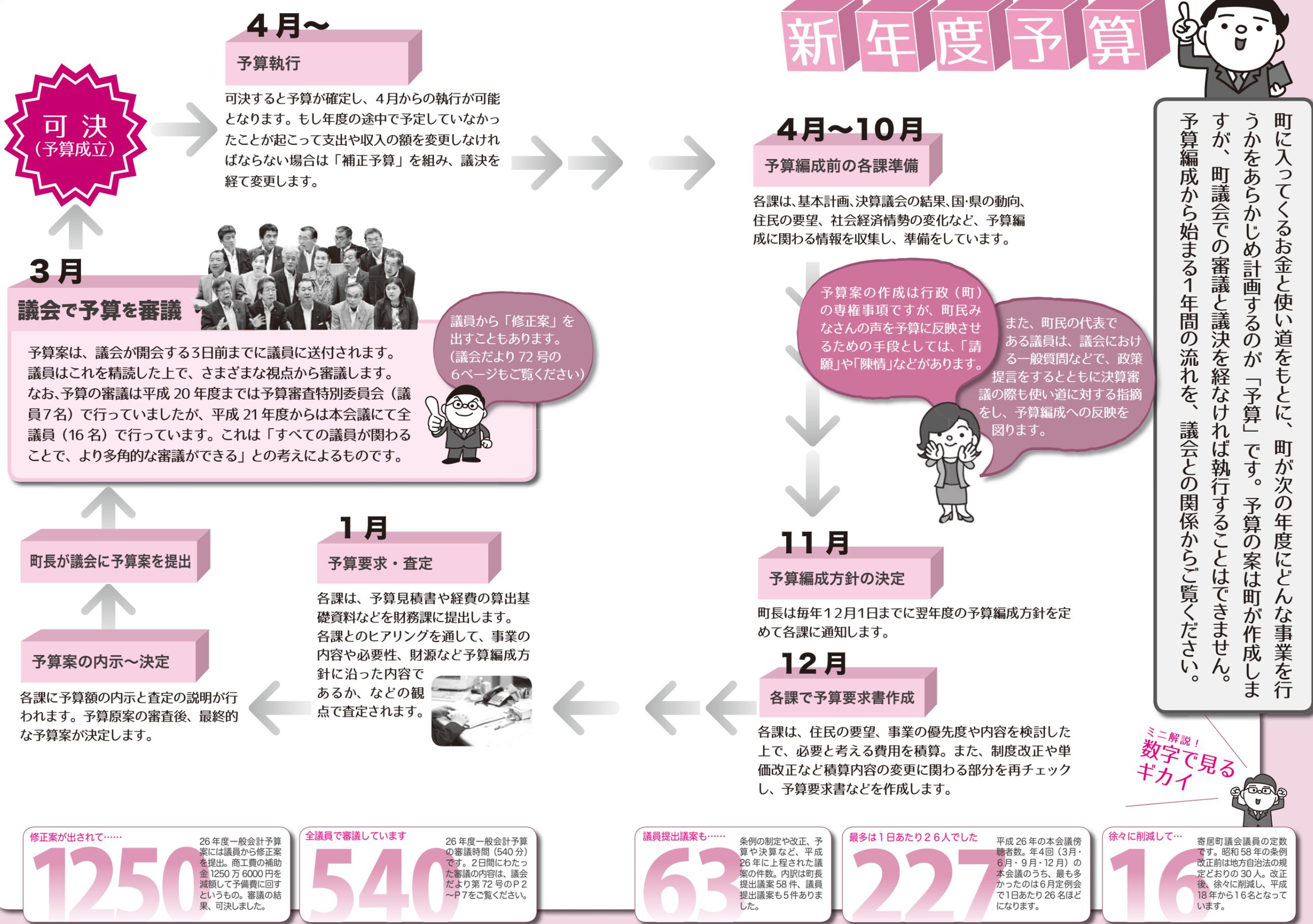


こうして決まります

新年度予算



可決
(予算成立)

4月~
予算執行

可決すると予算が確定し、4月からの執行が可能となります。もし年度の途中で予定していなかったことが起こって支出や収入の額を変更しなければならない場合は「補正予算」を組み、議決を経て変更します。

4月~10月
予算編成前の各課準備

各課は、基本計画、決算議会の結果、国・県の動向、住民の要望、社会経済情勢の変化など、予算編成に関わる情報を収集し、準備をしています。

3月
議会での予算審議



予算案は、議会が開会する3日前までに議員に送付されます。議員はこれを精読した上で、さまざまな視点から審議します。なお、予算の審議は平成20年度までは予算審査特別委員会（議員7名）で行っていましたが、平成21年度からは本会議にて全議員（16名）で行っています。これは「すべての議員が関わることで、より多角的な審議ができる」との考えによるものです。

議員から「修正案」を出すこともあります。
(議会だより72号の6ページもご覧ください)



予算案の作成は行政（町）の専権事項ですが、町民みなさんの声を予算に反映させるための手段としては、「請願」や「陳情」などがあります。

また、町民の代表である議員は、議会における一般質問などで、政策提言をするとともに決算審議の際も使い道に対する指摘をし、予算編成への反映を図ります。



町に入ってくるお金と使い道をもとに、町が次の年度にどんな事業を行うかをあらかじめ計画するのが「予算」です。予算の案は町が作成しますが、町議会での審議と議決を経なければ執行することはできません。予算編成から始まる1年間の流れを、議会との関係からご覧ください。

ミニ解説！
数字で見るギカイ



町長が議会に予算案を提出

1月
予算要求・査定

各課は、予算見積書や経費の算出基礎資料などを財務課に提出します。各課とのヒアリングを通して、事業の内容や必要性、財源など予算編成方針に沿った内容であるか、などの観点で査定されます。



11月
予算編成方針の決定

町長は毎年12月1日までに翌年度の予算編成方針を定めて各課に通知します。

予算案の内示～決定

各課に予算額の内示と査定の説明が行われます。予算原案の審査後、最終的な予算案が決定します。

12月
各課で予算要求書作成

各課は、住民の要望、事業の優先度や内容を検討した上で、必要と考える費用を積算。また、制度改正や単価改正など積算内容の変更に関わる部分を再チェックし、予算要求書などを作成します。

修正案が出されて……
1250
26年度一般会計予算案には議員から修正案を提出。商工費の補助金1250万6000円を減額して予備費に回すというもの。審議の結果、可決しました。

全議員で審議しています
540
26年度一般会計予算の審議時間（540分）です。2日間にわたった審議の内容は、議会だより第72号のP2～P7をご覧ください。

議員提出議案も……
63
条例の制定や改正、予算や決算など、平成26年に上程された議案の件数。内訳は町長提出議案58件、議員提出議案も5件ありました。

最多は1日あたり26人でした
227
平成26年の本会議傍聴者数。年4回（3月・6月・9月・12月）の本会議のうち、最も多かったのは6月定例会で1日あたり26名ほどになります。

徐々に削減して……
16
寄居町議会議員の定数です。昭和58年の条例改正前は地方自治法の規定どおりの30人。改正後、徐々に削減し、平成18年から16名となっています。